

東ヌサトゥンガラ州における社会活動制限（東ヌサトゥンガラ州知事通達）

令和3年10月8日（総21第175号）

在デンパサール日本国総領事館

●10月5日、東ヌサトゥンガラ州知事は10月5日から10月18日まで有効とする州知事通達第440/144号を発出しました。

●前回の東ヌサトゥンガラ州知事通達440/128号との変更点は以下の通りです。

1. 本社会活動制限における東ヌサトゥンガラ州（以下NTTと記載）の感染対策レベル
<レベル4>

なし

<レベル3>

中部スンバ県、

<レベル2>

アロール県、エンデ県、ルンバタ県、東マンガライ県、ナゲケオ県、ンガダ県、シッカ県、東スンバ県、クパン県、南ティモールトゥンガ県、ベル県、東フローレス県、クパン市、マラカ県、マンガライ県、西マンガライ県、ロテンダオ県、サブライジュア県、西スンバ県、南西スンバ県、北ティモールトゥンガ県

2. 前回のNTT州知事通達440/128号（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100232303.pdf>）との変更点は、以下のとおりです。

（1）レベル3に指定された地域の社会活動制限内容

ア 必須分野以外の職場における出勤率は25%以下に制限し、クラスターが発生した場合には5日間閉鎖する。

イ 飲食屋台、移動式飲食屋台の営業を許可する。また、レストランやカフェ等の飲食店の営業は、午後9時まで、収容人数は25%以下、1テーブルあたりの着席は2人までの制限下で許可する。

ウ ショッピングモールの営業は、アプリ Pedulilindungi の使用または、より厳格な保健プロトコルの適用を条件に、収容人数を50%以下に制限して午前10時から午後9時までの営業と許可する。

エ グリーンゾーン及びイエローゾーンに所在する映画館に関する規制

a アプリ Pedulilindungi の使用またはより厳格な保健プロトコルの適用をし、収容人数を50%以下に制限する。

b 12歳未満の訪問者の入場と映画館エリアでの飲食は禁止する。

オ 宗教活動は、収容人数を50%以下に制限し行うこととする。

カ 結婚披露宴の開催は、収容人数を50%以下までに制限し、21時までとする。

（2）活動制限レベル3及び2の地域におけるスポーツイベントの開催は以下の条件を満たした上で許可される。

ア 1回目のワクチン接種率が60%以上であること。

- イ 国家災害対策庁と連携した新型コロナウイルスタスクフォースを設けること。
- ウ 全ての選手、イベント関係者、メディアクルー及び運営スタッフは競技会場及び練習場を出入りする際にアプリ Pedulilindungi を使用し、スクリーニングを行う。
- エ 無観客で行うこと。
- オ イベントに参加する全ての選手、イベント関係者、メディアクルー及び運営スタッフは2回のワクチン接種済みの上で、試合当日の PCR 検査、抗原検査の陰性結果の提示を義務とする。
- カ サッカーリーグ2の試合は保健省及び全インドネシアサッカー協会が定める健康プロトコルの規則に従って開催される。

3. 本通達は、2021年10月5日から10月18日まで有効とする。